

春夏秋冬

緊急事態宣言下にもかかわらず、新型コロナウイルスの新規感染者が急増している。命を守るためにあらゆる対策が求められるなか、菅政権は「原則自宅療養」とする方針を打ち出した。患者が必要な医療を受けられず、置き去りにされることは許されない。入院制限は撤回すべきだ。

過去最悪の感染状況に陥るなか、菅政権は重症化リスクの高い患者以外を「原則自宅療養」に方針転換した。与野党から撤回を求める声が続くが、菅首相は「必要な措置であり、撤回しない」と拒否。大阪府も8月13日から入院と宿泊療養施設への入所の制限へ舵を切った。

政府は先行する自治体の事例を全国展開するために全力を挙げべきだ。国民の命を置き去りにするのではなく、命を守るためのあらゆる手を立てを尽くし、行政の責任を果たすことが強く求められる。

府のセンターに医療従事者を確保 医療従事者等ワクチン優先接種の1回目の接種予約が7月23日で終了したことを受け、大阪府は未接種の医療従事者を対象にした予約枠を新たに確保した。接種希望者は大阪府中央区の「マイドームおおさか」に開設している府のワクチン接種センターで受けられる。

優先接種の詳細については、府のHP「大阪府新型コロナウイルスワクチン優先接種の実施について」で検索。また、QRコードから。



イラスト・辻井タカヒロ

新型コロナの入院制限

患者の置き去り許されぬ

緊急事態宣言下にもかかわらず、新型コロナウイルスの新規感染者が急増している。命を守るためにあらゆる対策が求められるなか、菅政権は「原則自宅療養」とする方針を打ち出した。患者が必要な医療を受けられず、置き去りにされることは許されない。入院制限は撤回すべきだ。

過去最悪の感染状況に陥るなか、菅政権は重症化リスクの高い患者以外を「原則自宅療養」に方針転換した。与野党から撤回を求める声が続くが、菅首相は「必要な措置であり、撤回しない」と拒否。大阪府も8月13日から入院と宿泊療養施設への入所の制限へ舵を切った。

政府は先行する自治体の事例を全国展開するために全力を挙げべきだ。国民の命を置き去りにするのではなく、命を守るためのあらゆる手を立てを尽くし、行政の責任を果たすことが強く求められる。

府のセンターに医療従事者を確保 医療従事者等ワクチン優先接種の1回目の接種予約が7月23日で終了したことを受け、大阪府は未接種の医療従事者を対象にした予約枠を新たに確保した。接種希望者は大阪府中央区の「マイドームおおさか」に開設している府のワクチン接種センターで受けられる。

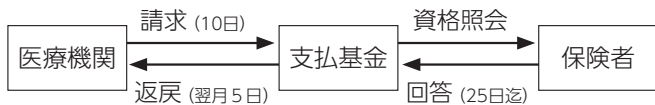
優先接種の詳細については、府のHP「大阪府新型コロナウイルスワクチン優先接種の実施について」で検索。また、QRコードから。

支払基金 改革の行方

フリーライター 橋本 巖 (元大阪府支払基金職員)

10年前に開始 支払基金は2011年から「オンライン」による請求前の資格確認という取り組みを行っている。国による今回の制度と似た名称でややこしいが、簡単に説明すれば、次のような流れになる。

図 オンラインによる請求前の資格確認の流れ



成長戦略でパクろ 国が行う「オンライン資格確認」制度の構想は、当初からあったわけではない。初めて現れたのは、安倍前政権の成長戦略「日本再興戦略20

これは、「患者本人が 新型コロナワクチン情報 府のセンターに 医療者枠を確保 医療従事者等ワクチン 優先接種の1回目の接種 予約が7月23日で終了し たことを受け、大阪府は 未接種の医療従事者を対 象にした予約枠を新たに 確保した。接種希望者は 大阪府中央区の「マイド ームおおさか」に開設し ている府のワクチン接種 センターで受けられる。

格の有無を判断するが、支払基金のそれでは、医療機関は翌月戻戻りになってから患者に新しい保険証の提示を求めることになる。それでも、以前と比較すれば格段の改善である。しかし、この支払基金の対応には弱点がある。協力する保険者のみが対象だからである。2019年度で、この支払基金の業務に同意、協力している保険者は、約半数である。つまり、半数強の保険者は、資格関係過誤の減少に非協力的なのである。

自らの医療情報を生涯にわたって経年的に把握し、健康管理に活用できる「(日本再興戦略2015)ことをめざした「データヘルス改革」の一環である。その「データヘルス改革」実現の過程で、支払基金の「オンライン」による請求前の資格確認を「パクろ」というかヒントを得たのが、今回の「オンライン資格確認」と言えるだろう。なお、国が行う「オンライン資格確認」が実施されても支払基金の「オンライン」による請求前の資格確認は、カードリーダーを設置しない医療機関があることから並行して実施される。

医院経営

転ばぬ先の法律相談

スタッフに副業・兼業を希望者がいます。注意点を教えてください。

第19回 副業・兼業を希望の従業員 注意点は？

8時間超部分に割増賃金となることも

副業・兼業を行う従業員を雇用する経営者が注意すべき点については、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が整理しており、同パンフレットが分かりやすく解説してくれています。ここではそのポイントをかいつまんでご紹介します。

最も注意すべきは、スタッフが複数の事業所に勤務する働き方をしている場合、適用される労働時間規制は変わらないう点です。例えば、1つしているスタッフが副業の勤務先で朝から夕方まで6時間働き、2つ目の勤務先で4時間働いた場合、後者の雇用者は法定労働時間8時間を超え

午前中に別の勤務先で残る部分の2時間については割増賃金を払わなければなりません。所定労働時間の計算は労働契約締結の先後の順となっており、既に自院に勤務しているためにご注意下さい。

副業・兼業先の労働時間まで正確に把握する義務ではないにせよ、雇用者はスタッフの健康を管理すべき労働安全衛生上の責務も負っている。副業・兼業に関する届出書などの書式を揃え、副業・兼業を希望するスタッフが提出して貰う方が良いでしょう。書式も厚生労働省ウェブサイトからダウンロード出来ます。